

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 37 条の 11 《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係 （外国金融商品市場） 37 の 11－2 ・ ・ ・ ・ ・、日本証券業協会の規則に基づき各証券会社が「<u>適格外国金融商品市場</u>」としている市場は、これに該当することに留意する。 （注） 「<u>適格外国金融商品市場</u>」とは、日本証券業協会の会員（証券会社）が、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の<u>取引所金融商品市場</u>又は外国の店頭市場をいう（外国証券の取引に関する規則（昭 48.12.4）7①一、②）。 ① ・ ・ ・ ・ ・。 ② ・ ・ ・ ・ ・。 ③ ・ ・ ・ ・ ・。 ④ ・ ・ ・ ・ ・。 ⑤ ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 37 条の 14 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》 関係 （購入の範囲） 37 の 14－4 ・ ・ ・ ・ ・、同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 4 第 3 項の規定により、<u>証券業者（所得税法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 6 号）第 12 条の規定による改正前の法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する証券業者をいう。以下 37 の 14－14 までにおいて同じ。）</u>、銀行若しくは<u>登録金融機関（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。次項において「証券取引法等改正</u>	措置法第 37 条の 11 《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係 （外国金融商品市場） 37 の 11－2 ・ ・ ・ ・ ・、日本証券業協会の規則に基づき各証券会社が「<u>適格外国有価証券市場</u>」としている市場は、これに該当することに留意する。 （注） 「<u>適格外国有価証券市場</u>」とは、日本証券業協会の会員（証券会社）が、次の要件を満たしており投資家保護上問題がないと判断する外国の<u>証券取引所</u>又は外国の店頭市場をいう（外国証券の取引に関する規則<u>13</u>①一、②一公正慣習規則第 4 号一 昭 48.12.4）。 ① ・ ・ ・ ・ ・。 ② ・ ・ ・ ・ ・。 ③ ・ ・ ・ ・ ・。 ④ ・ ・ ・ ・ ・。 ⑤ ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 37 条の 14 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》 関係 （購入の範囲） 37 の 14－4 ・ ・ ・ ・ ・、同条第 2 項、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 2 項第 4 号及び措置法規則第 18 条の 15 の 4 第 3 項の規定により、<u>証券業者</u>、銀行若しくは<u>登録金融機関</u>への買付けの委託による購入又は証券業者からの購入に係るもので・ ・ ・ ・ ・。

改

正

後

法」という。)第3条の規定による改正前の証券取引法(37の14-14において「旧証券取引法」という。)第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいう。次項及び37の14-14において同じ。)への買付けの委託による購入又は証券業者からの購入に係るもので……。

(払込みの範囲)

37の14-5 ……、登録金融機関が取り扱う上場株式等の発行に係る募集に応じて行う払込み、投資信託委託業者(証券取引法等改正法第5条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(37の14-14において「旧投資信託法」という。)第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。37の14-14において同じ。)が自ら設定した特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益権の発行に係る募集に応じて行う払込み……。

(1) ……

(2) ……

(3) ……

別表

○ 取得対価の額を証する書類(措規18の15の4③)

区 分		作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
購 入	イ ……	…	当該購入につき作成された 取引報告書(※1) 、 取引残高報告書(※2) 「その他これらに類する書類」	…
	ロ …… 〔 ……(<u>旧証券取引法</u> 65①ただし書) 〕	…	…	—

改

正

前

(払込みの範囲)

37の14-5 ……、登録金融機関が取り扱う上場株式等の発行に係る募集に応じて行う払込み、投資信託委託業者が自ら設定した特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益証券の発行に係る募集に応じて行う払込み……。

(1) ……

(2) ……

(3) ……

別表

○ 取得対価の額を証する書類(措規18の15の4③)

区 分		作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
購 入	イ ……	…	当該購入につき作成された 取引報告書(証券取引法41) 、 取引残高報告書(証券会社に関する内閣府令別表第8) 「その他これらに類する書類」	…
	ロ …… 〔 ……(<u>証券取引法</u> 65①ただし書) 〕	…	…	—

改正後					改正前				
区分		作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項	区分		作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
購入	ハ		当該購入につき作成された 取引報告書 （※3）、 取引残高報告書 （※4）「その他これらに類する書類」		購入	ハ		当該購入につき作成された 取引報告書 （証券取引法65の2⑤において準用する同法41）、 取引残高報告書 （金融機関の証券業務に関する内閣府令 別表第16）「その他これらに類する書類」	
	ニ		当該購入につき作成された 取引報告書 （※1）、 取引残高報告書 （※2）「その他これらに類する書類」			ニ		当該購入につき作成された 取引報告書 （証券取引法41）、 取引残高報告書 （証券会社に関する内閣府令 別表第8）「その他これらに類する書類」	
払込み	イ		当該払込みにつき作成された 取引残高報告書 （※2）「その他これに類する書類」		払込み	イ		当該払込みにつき作成された 取引残高報告書 （証券会社に関する内閣府令 別表第8）「その他これに類する書類」	
	ロ		当該払込みにつき作成された 取引残高報告書 （※4）「その他これに類する書類」			ロ		当該払込みにつき作成された 取引残高報告書 （金融機関の証券業務に関する内閣府令 別表第16）「その他これに類する書類」	
	ハ 又は特定不動産投資信託の 受益権		当該払込みにつき作成された 取引報告書 （※5）「その他これに類する書類」			ハ 又は特定不動産投資信託の 受益証		当該払込みにつき作成された 取引報告書 （投資信託及び投資法人に関する法律27において準用する証券取引	

	の発行に係る募集に応じて行う払込み			
--	-------------------	--	--	--

旧証券取引法第2条第22項に規定する有価証券オプション取引の権利の行使又は義務の履行による上場株式等の取得	・・・	当該権利の行使又は義務の履行につき作成された 取引報告書 (※1)、 取引残高報告書 (※2)、「これらに相当する書類」	・・・	

(注) 証 券 業 者：証券会社（旧証券取引法2⑨）及び外国証券会社（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）第1条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律2二）

登 録 金 融 機 関：銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、証券金融会社その他金融庁長官の指定するもののうち、内閣総理大臣の登録を受けたもの（旧証券取引法65の2③、同令1の9）

	券の発行に係る募集に応じて行う払込み		法41条）「その他これに類する書類」	
--	--------------------	--	--------------------	--

有価証券オプション取引の権利の行使又は義務の履行による上場株式等の取得	・・・	当該権利の行使又は義務の履行につき作成された 取引報告書 (証券取引法41)、 取引残高報告書 (証券会社に関する内閣府令 別表8)、「これらに相当する書類」	・・・	

(注) 証 券 業 者：証券会社（証券取引法2⑨）及び外国証券会社（外国証券業者に
関する法律2二）

登 録 金 融 機 関：銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、証券金融会社その他金融庁長官の指定するもののうち、内閣総理大臣の登録を受けたもの（証券取引法65の2③、同令1の9）

改 正 後	改 正 前
投資信託委託業者： 内閣総理大臣の認可を受けて投資信託委託業（業として委託者指図型投資信託の委託者となること）を営む者（<u>旧投資信託法</u> 2 ⑯、⑱、6） ※ 1 <u>旧証券取引法第 41 条に規定する取引報告書</u> ※ 2 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令附則第 6 条の規定による廃止前の証券会社に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令第 32 号）別表第 8 に規定する取引残高報告書</u> ※ 3 <u>旧証券取引法第 65 条の 2 第 5 項において準用する旧証券取引法第 41 条に規定する取引報告書</u> ※ 4 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令附則第 6 条の規定による廃止前の金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令第 35 号）別表第 16 に規定する取引残高報告書</u> ※ 5 <u>旧投資信託法第 27 条において準用する旧証券取引法第 41 条に規定する取引報告書</u>	投資信託委託業者： 内閣総理大臣の認可を受けて投資信託委託業（業として委託者指図型投資信託の委託者となること）を営む者（<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u> 2 ⑯、⑱、6）

新 旧 対 照 表

第 2 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 33 条《譲渡所得》関係 (受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等) 33-1 の 7。 (1)。 (2)。 (㊦)。 (3)。 (㊦)。 (4)、当該委託者が当該資産を引き続き有しているものとして、<u>法第 38 条及び第 61 条</u>の規定を適用して計算した金額となる。 (㊦)、引き続き有しているものとして、<u>法第 38 条及び第 61 条</u>の規定を適用して計算する。。 (5)。	法第 33 条《譲渡所得》関係 (受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等) 33-1 の 7。 (1)。 (2)。 (㊦)。 (3)。 (㊦)。 (4)、当該委託者が当該資産を引き続き有しているものとして、<u>法第 38 条</u>の規定を適用して計算した金額となる。 (㊦)、引き続き有しているものとして、<u>法第 38 条</u>の規定を適用して計算する。。 (5)。

新 旧 対 照 表

第 3 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第 31 条《長期譲渡所得の課税の特例》・第 32 条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等） 31・32 共―1 の 3 (1) (2) （注） (3) （注） (4)、所得税法第 38 条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》<u>及び第 61 条《昭和 27 年 12 月 31 日以前に取得した資産の取得費等》の規定を適用して計算した金額となる。</u> （注）、引き続き有しているものとして、所得税法第 38 条及び第 61 条の規定を適用して計算する。 (5) 措置法第 31 条の 2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （地方道路公社等に対する土地等の譲渡） 31 の 2―1、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる法人（以下 31 の 2―3 までにおいて「特定法人」という。）	措置法第 31 条《長期譲渡所得の課税の特例》・第 32 条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係 （受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等） 31・32 共―1 の 3 (1) (2) （注） (3) （注） (4)、所得税法第 38 条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》<u>の規定を適用して計算した金額となる。</u> （注）、引き続き有しているものとして、所得税法第 38 条の規定を適用して計算する。 (5) 措置法第 31 条の 2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （地方道路公社等に対する土地等の譲渡） 31 の 2―1、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる法人（以下 31 の 2―3 までにおいて「特定法人」という。）

改 正 後	改 正 前
(収用対償地の買取りに係る契約方式) 31 の 2－2 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するものとする。 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 上記契約方式における代替地の譲渡について措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するのは、 ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 (収用対償地が農地等である場合) 31 の 2－3 ・ ・ ・ ・ ・、当該譲渡は、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するものとする。 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 上記契約方式における農地等の譲渡について措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するのは、 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 33 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (代替資産の償却費の計算) 33－49 ・ ・ ・ ・ ・、当該代替資産等につき同条及び措置法令第 22 条の 6 の規定により計算した金額を基とし、当該代替資産等について固定資産の耐用年数等に関する省令において定められた耐用年数により計算するものとする。	(収用対償地の買取りに係る契約方式) 31 の 2－2 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するものとする。 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 ハ ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 上記契約方式における代替地の譲渡について措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するのは、 ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・ イ ・ ・ ・ ・ ・。 ロ ・ ・ ・ ・ ・。 (収用対償地が農地等である場合) 31 の 2－3 ・ ・ ・ ・ ・、当該譲渡は、措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するものとする。 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (注) 上記契約方式における農地等の譲渡について措置法令第 20 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「収用の対償に充てられる土地等の譲渡」に該当するのは、 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 33 条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 (代替資産の償却費の計算) 33－49 ・ ・ ・ ・ ・、当該代替資産等につき同条及び措置法令第 22 条の 6 の規定により計算した金額の 1 割に相当する金額（当該代替資産等が無形固定資産であるときは、零）をもってその残存価額とし、当該代替資産等について固定資産の耐用年数等に関する省令において定められた耐用年数により計算するものとする。

改 正 後	改 正 前
措置法第 34 条の 3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 34 の 3－1 措置法規則第 18 条第 4 項((農地保有の合理化等の証明書))に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表 5 のとおりである。 措置法第 37 条の 9 の 2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (2,000 万円控除の特例及び 1,500 万円控除の特例との関係) 37 の 9 の 2－4 ・ ・ ・ ・ ・、当該交換等の一部につき同法第 34 条第 1 項又は第 34 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときには、 ・ ・ ・ ・ ・。 (短期保有の所有隣接土地等と長期保有の所有隣接土地等がある場合の交換差金等の区分) 37 の 9 の 2－6 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 37 条の 9 の 3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (2,000 万円控除の特例及び 1,500 万円控除の特例との関係) 37 の 9 の 3－4 ・ ・ ・ ・ ・、当該交換の一部につき同法第 34 条第 1 項又は第 34 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときには、 ・ ・ ・ ・ ・。	措置法第 34 条の 3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 34 の 3－1 措置法規則第 18 条第 2 項((農地保有の合理化等の証明書))に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表 5 のとおりである。 措置法第 37 条の 9 の 2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (2,000 万円控除の特例及び 1,500 万円控除の特例との関係) 37 の 9 の 2－4 ・ ・ ・ ・ ・、当該交換等の一部につき同法第 34 条第 1 項 (同条第 2 項第 1 号から第 2 号の 2 までに係る部分に限る。)又は第 34 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときには、 ・ ・ ・ ・ ・。 (短期保有の所有隣接土地等と長期所有の所有隣接土地等がある場合の交換差金等の区分) 37 の 9 の 2－6 ・ ・ ・ ・ ・。 措置法第 37 条の 9 の 3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (2,000 万円控除の特例及び 1,500 万円控除の特例との関係) 37 の 9 の 3－4 ・ ・ ・ ・ ・、当該交換の一部につき同法第 34 条第 1 項 (同条第 2 項第 1 号に係る部分に限る。)又は第 34 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときには、 ・ ・ ・ ・ ・。

改正後					改正前				
別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
(廃止)					(1の2) 日本郵政 公社に対する土 地等の譲渡で当 該譲渡に係る土 地等が日本郵政 公社法に掲げる 特定の業務(※) の用に供される もの	土地等を特定 の業務(※) の用に供する ために買い取 った旨を証す る書類	日本郵政公 社	措置法31条 の2 2項 1号 措置法令20 条の21項2 号 措置法規則 13条の3 1項1号ロ	※ 「特定の業務」 とは、次のものを いう。 (1) 郵便法の規定 による郵便の業 務 (2) 郵便貯金法の 規定による郵便 貯金の業務 (3) 郵便為替法の 規定による郵便 為替の業務 (4) 郵便振替法の 規定による郵便 振替の業務 (5) 簡易生命保険 法の規定による 簡易生命保険の 業務
(1の2)			 措置法令20 条の2 1 項2号	※。	(1の3)			 措置法令20 条の2 1 項3号	※。

改 正 後				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
			措置法規則 13 条 の 3 1 項 1 号ロ	
別表 2 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
・ ・	(18 の 2) 郵便事業株式会 社が設置する郵便物の 集配又は運送事務に必 要な仕分けその他の作 業の用に供する施設で 既成市街地（※）内のも の及び高速自動車国道 と一般国道との連結位 置の隣接地内のもの(第 13 号の 2 の一部)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。

改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
			措置法規則 13 条 の 3 1 項 1 号ハ	
別表 2 収用証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
・ ・	(18 の 2) 日本郵政公社が 設置する郵便物の集配 又は運送事務を取り扱 う郵便局の庁舎で既成 市街地（※）内のもの及 び高速自動車国道と一 般国道との連結位置の 隣接地内のもの（第 13 号の 2 の一部）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。

改正後					改正前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑧	(イ)			※1。	⑧	(イ)			※1。
(イ)	(ロ)				(イ)	(ロ)			
(ロ)	A				(ロ)	A			
(ハ)	B			※2密	(ハ)	B			※2密
A				集市街地における	A				集市街地における
B				防災街区の整備の	B				防災街区の整備の
				促進に関する法律					促進に関する法律
				施行規則第 134 条					施行規則第 131 条
				第 1 号ロ及びハに					第 1 号ロ及びハに
				掲げる。					掲げる。